

国土交通省同時発表
平成25年3月4日（月）
国土交通省関東地方整備局
河 川 部

記者発表資料

第10回利根川・江戸川有識者会議の開催について

第10回利根川・江戸川有識者会議を別添のとおり行いますのでお知らせします。

別添『「第10回利根川・江戸川有識者会議」の開催について』を参照

発 表 記 者 ク ラ ブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、刀水記者クラブ、テレビ記者会、
埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、
東京都庁記者クラブ、国土交通記者会

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 関東地方整備局 TEL : 048-601-3151(代表)
FAX : 048-600-1378
河川部 広域水管理官 加藤 智博（内線 3516）

「第 10 回利根川・江戸川有識者会議」の開催について

平成 25 年 3 月 4 日

1. 利根川・江戸川有識者会議の概要

本会議は、河川管理者である関東地方整備局長が、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第 16 条の 2 第 3 項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものです。（審議等により何らかの決定を行うものではありません。）

2. 開催日時

平成 25 年 3 月 8 日（金） 13 時 00 分から

3. 開催場所

TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 6 階ホール 6 C

住所：東京都新宿区市谷八幡町 8 番地 TKP 市ヶ谷ビル

最寄り駅

JR 中央・総武線「市ヶ谷駅」から徒歩約 3 分

東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7 番出口より徒歩約 1 分、4 番出口より徒歩約 5 分
都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4 番出口より徒歩約 5 分

4. 議事（予定）

- ・利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）について

5. 公開等

- ・会議は公開で行います。
- ・カメラ撮りは、冒頭部分のみ可能です。
- ・その他、詳細については「利根川・江戸川有識者会議公開規定（別紙 1）」をご覧ください。

6. 傍聴希望者の受付

- ・受付日時 平成 25 年 3 月 8 日（金） 12：00～13：00
- ・受付場所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 6 階ホール 6 C 入り口
- ・傍聴に際して、事前の登録は不要です。
- ・傍聴希望者は、受付にて必要事項を記入のうえ、会場へ入場願います。
- ・受付証明確認のため、受付にて「受付証」をお渡ししますので着用願います。なお、お帰りの際には「受付証」を受付に返却下さい。
- ・受付は先着順とし、会場の都合上、座席数は一般傍聴者用約 30 席、報道関係者用約 30 席になります。満席になり次第、受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

7. 傍聴にあたっての注意事項

- ・当日、建物は他の団体も使用していますので、他団体の迷惑にならないようご協力をお願いします。
- ・事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- ・会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従って下さい。
- ・その他、詳細については「利根川・江戸川有識者会議傍聴規定（別紙 2）」をご覧ください。

8. その他

- ・開催に際して不明な点がございましたら以下まで問い合わせ願います。

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 藤田又は内田

電話 048-601-3151（内線 3616、3641）

利根川・江戸川有識者会議公開規定

(目的)

第1条 本規定は、利根川・江戸川有識者会議（以下「会議」という。）規約第6条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省関東地方整備局、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所並びに高崎河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。

利根川・江戸川有識者会議傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、利根川・江戸川有識者会議（以下「会議」という。）公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了したもの（以下「傍聴人」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。
なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。
(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。